

東京都北区手話言語の確立及び障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例
を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第一号

東京都北区手話言語の確立及び障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する 条例

手話は、独自の語彙及び文法に基づき、手、指等の体の動き及び表情を使って視覚的に表現する非音声言語であり、障害者の権利に関する条約（平成二十六年条約第一号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号。以下「法」という。）において、言語として位置付けられている。私たちは、手話が、ろう者にとって命であり、生活を営むために大切に受け継がれ、確立された言語であることを踏まえ、その理解の促進に努めていかなければならない。

また、障害者は皆、一人一人に合った手段で意思の疎通を行い、その人らしい豊かな生活を営む権利を有している。しかし、実際は、言語である手話をはじめとして意思疎通のための手段を選択することができない環境は十分に整えられているとは言えず、日常生活又は社会生活に必要な情報が取得できない等不便及び不安を感じる人も多い。

区民の誰もが安心して暮らし、地域の一員として活躍できるようにするためには、障害の有無及び特性を認め合い、支え合う共生社会を築くことが不可欠である。私たちはこの認識の下、障害の特性に応じた意思疎通のための手段を選択する機会の確保及び環境整備等の普及の取組を推進する不断の努力が求められている。

全ての区民が、手話が言語であることを理解するとともに、手話をはじめとした障害の特性に応じた意思疎通のための手段を選択した上で、必要な情報を取得し、他人と心を通わせながら、充実した生活を送ることができると期待する地域社会の実現を目指して、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、手話が言語であることの理解の促進並びに障害の特性に応じた意思疎通のための手段についての選択の確保及び普及に関し基本理念を定めるとともに、区の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障害者の円滑な意思疎通を図り、全ての区民が、障害の有無にかかわらず、相互に尊重し合いながら共生する地域社会の実現を推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

二 障害者 法第二条第一号の障害者であつて、障害の特性に応じた意思疎通の支援を必要とするものをいう。

三 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に在住、在勤又は在学する者をいう。

四 事業者 区内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

五 意思疎通のための手段 言語（手話を含む。）、筆談、点字、拡大文字、読み上げ、写真等を使った分かりやすい表現その他の意思の疎通を図るために必要とする手段をいう。

（基本理念）

第三条 手話が言語であることと理解の促進は、手話が独自の語彙及び文法体系を有する一つの言語として確立されたものであるという認識の下に行われなければならない。

2 障害の特性に応じた意思疎通のための手段の選択の確保及び普及は、全ての障害者が、緊急時及び災害時の情報取得も含めたあらゆる場面で、可能な限り、当該手段を利用できる機会を確保されることを基本として行われなければならない。

3 障害者が有する意思疎通を円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。

（区の責務）

第四条 区は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、次の各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

一 手話が言語であることと理解を促進し、ろう者が手話で意思疎通及び情報取

得ができる地域社会の構築

二 障害者が多様な手段で意思疎通及び情報取得ができる地域社会の構築

（区民の役割）

第五条 区民は、基本理念に対する理解を深め、区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第六条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、事業を行うに当たり、障害の特性に応じた意思疎通のための手段により、障害者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

（施策の実施）

第七条 区は、第四条に規定する責務を果たすため、同条第一号に関し、次に掲げる施策を実施するものとする。

一 手話が言語であることへの理解促進及び普及啓発

二 手話を言語として使用することができる環境の整備

三 手話通訳者の養成及び確保

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

2 区は、第四条に規定する責務を果たすため、同条第二号に関し、次に掲げる施策を実施するものとする。

一 障害の特性に応じた意思疎通のための手段についての理解促進及び普及啓発
二 障害の特性に応じた意思疎通のための手段を選択することができる環境の整備
備

三 障害者の意思疎通の支援を行う者の養成及び確保

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

3 区は、前二項の施策の実施に当たっては、法第十一条第三項の規定により区が策定する北区障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第八十八条第一項の規定により区が定める北区障害福祉計画との整合性を図るものとする。

（財政上の措置）

第八条 区は、前条第一項及び第二項の施策を実施するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（委任）

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 区は、社会環境の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

東京都北区職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第二号

東京都北区職員定数条例の一部を改正する条例

東京都北区職員定数条例（昭和五十年三月東京都北区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「千四百三十五人」を「千五百五人」に、「千十四人」を「千七十人」に、「二千五百五十七人」を「二千六百八十三人」に改め、同条に次の一項を加える。

3 休職、配偶者同行休業、育児休業、公務災害休業及び結核休養の職員が復職した場合、一年間を限り定数外とすることができる。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

職員団体のための職員
の行為の制限の特例に
関する条例の一部を改
正する条例を
公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第三号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年十月東京都北区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十一条又は」を「第十一条、」に改め、「第十三条」の下に「又は勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則」を加え、「第十二条又は」を「第十二条、」に改め、「第十四条」の下に「又は勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則」を加え、同条第三号中「第十三条第三項又は」を「第十三条第三項、」に改め、「第十五条第三項」の下に「又は勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則」を加える。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第四号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

六 一時保護業務手当

七 児童相談所業務手当

第三条第一項第二号中「東京都北区育ち愛ほつと館」を「東京都北区子ども家庭支援センター」に改める。

第十条を第十二条とし、第九条を第十一条とし、第八条を第十条とし、第七条の次に次の二条を加える。

（一時保護業務手当）

第八条 一時保護業務手当は、児童福祉法第十一条第一項第二号ホに掲げる業務に従事した職員に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき千四百七十円を超えない範囲内において、東京都北区規則で定める。

（児童相談所業務手当）

第九条 児童相談所業務手当は、児童福祉法第十二条第三項に規定する業務（同法

第十一条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事した職員に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき四百九十円を超えない範囲内において、東京都北区規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和五年三月三十一日までの間、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第九条第一項の規定の適用については、同項中「第十二条第三項」とあるのは、「第十二条第二項」とする。

東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第五号

東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百七十二・五」を「百分の百八十」に改める。

別表中「九二八、八〇〇円」を「九二三、四〇〇円」に、「七九七、二〇〇円」を「七九二、六〇〇円」に、「六六二、八〇〇円」を「六五九、〇〇〇円」に、「六三五、七〇〇円」を「六三二、〇〇〇円」に、「六一八、六〇〇円」を「六一五、〇〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第六号

東京都北区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区長等の給料等に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一、一五三、八〇〇円」を「一、一四七、一〇〇円」に、「九二四、一〇〇円」を「九一八、七〇〇円」に、「八四六、三〇〇円」を「八四一、四〇〇円」に改める。

別表第四中「百分の百七十二・五」を「百分の百八十」に改める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第七号

東京都北区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区監査委員の給与等に関する条例（平成三年十二月東京都北区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百七十二・五」を「百分の百八十」に改める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区学校改築基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第八号

東京都北区学校改築基金条例の一部を改正する条例

東京都北区学校改築基金条例（平成十三年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都北区学校改築等基金条例

第一条中「改築する」を「改築し、及び大規模改修する」に、「東京都北区学校改築基金」を「東京都北区学校改築等基金」に改める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区住宅管理基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第九号

東京都北区住宅管理基金条例の一部を改正する条例

東京都北区住宅管理基金条例（平成九年三月東京都北区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、東京都北区立区民住宅」を削る。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区住宅基本条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第十号

東京都北区住宅基本条例の一部を改正する条例

東京都北区住宅基本条例（平成五年六月東京都北区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「区営住宅、区民住宅等」を「区営住宅等」に改める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第十一号

東京都北区営住宅条例の一部を改正する条例

東京都北区営住宅条例（平成九年十二月東京都北区条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「資格を有する連帯保証人の連署する」を削り、同条第三項を削り、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第十九条第一項中「第十二条第五項」を「第十二条第四項」に改める。

第二十一条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項ただし書中「未納の使用料」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 使用者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないと、きは、区長は保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、使用者は区長に対して、保証金をもつて賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てて、保証金をもつて賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てて、請求することができない。

第二十二条第一項中「（次条第一項第一号及び第二号を除く。次項において同じ。）は」を「は、区長がその修繕に要する費用を使用者が負担するものとして別に定めるものを除き」に改め、同条に次の一項を加える。

3 使用者の責に帰すべき事由によつて区営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、第一項の規定にかかわらず、使用者は、区長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

第二十三条第一項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 区営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（前条第一項の規定により区が負担することとされているものを除く。）

第二十三条第二項中「前項第一号、第二号又は第五号」を「前項第三号」に改める。

第四十四条第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

第四十八条中「第十二条第五項」を「第十二条第四項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区営住宅条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入居する使用者について適用し、施行日前に

入居した利用者については、なお従前の例による。

東京都北区高齢者住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第十二号

東京都北区高齢者住宅条例の一部を改正する条例

東京都北区高齢者住宅条例（平成九年九月東京都北区条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「資格を有する連帯保証人の連署する」を削り、同条第三項を削り、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第十八条第一項中「第十二条第五項」を「第十二条第四項」に改める。

第二十条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項ただし書中「未納の使用料」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 使用者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないと、きは、区長は保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、使用者は区長に対して、保証金をもつて賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててることを請求することができない。

第二十一条第一項中「（次条第一項第一号及び第二号を除く。次項において同じ。）は」を「は、区長がその修繕に要する費用を使用者が負担するものとして別に定めるものを除き」に改め、同条に次の一項を加える。

3 使用者の責に帰すべき事由によつて高齢者住宅等の修繕の必要が生じたときは、第一項の規定にかかわらず、使用者は、区長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

第二十二條第一項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 高齢者住宅等の修繕に要する費用（前条第一項の規定により区が負担することとされているものを除く。）

第二十二條第二項中「前項第一号、第二号又は第五号」を「前項第三号」に改める。

第三十九條第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区高齢者住宅条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入居する使用者について適用し、施行日前に入居した使用者については、なお従前の例による。

東京都北区印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第十三号

東京都北区印鑑条例の一部を改正する条例

東京都北区印鑑条例（昭和五十年三月東京都北区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号を次のように改める。

二 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第十四号

東京都北区立公園条例の一部を改正する条例

東京都北区立公園条例（昭和三十三年四月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第一項中「第四条第一項本文の規定により」を「第四条第一項本文の」に改め、「し、同項ただし書の規定により条例で定める範囲は、政令第六条第二項から第五項までに定める範囲をもつて、その範囲と」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は政令第六条第二項から第五項までに定める範囲をもつてその範囲とし、法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は政令第六条第六項に定める範囲をもつて、その範囲とする。

第八条第一項中「管理する者」の下に「（認定計画提出者（法第五条の六第一項に規定する認定計画提出者をいう。次項において同じ。）を除く。）」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 認定計画提出者からは、法第五条の七第三項に規定する使用料を徴収する。
別表第二の一中「公園施設」の下に「（法第五条の二に規定する公募対象公園施

設であるものを除く。ㄱを加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区立学校設備等使用条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第十五号

東京都北区立学校設備等使用条例の一部を改正する条例

東京都北区立学校設備等使用条例（昭和五十一年三月東京都北区条例第十一号）

の一部を次のように改正する。

別表中「二、二六〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、六五〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都北区立学校設備等使用条例の規定により既に使用の承認を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第十六号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する會計年度任用職員の服務の宣誓については、前項本文の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができると。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第十七号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都北区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月東京都北区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四第一号中「百分の七・二五」を「百分の七・一四」に、「百分の五十五」を「百分の五十六」に改め、同条第二号中「百分の四十五」を「百分の四十四」に改める。

第十五条の八中「六十一万円」を「六十三万円」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の二・二四」を「百分の二・二九」に改め、同条第二号中「一万二千三百円」を「一万二千九百円」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の一・四〇」を「百分の一・七六」に、「百分の四十六」を「百分の五十二」に改め、同条第二号中「百分の五十四」を「百分の四十八」に改める。

第十六条の五中「十六万円」を「十七万円」に改める。

第十九条の二中「六十一万円」を「六十三万円」に、「十六万円」を「十七万円」に改め、同条第一号口中「八千六百十円」を「九千三十円」に改め、同条第二号中「二十八万円」を「二十八万五千円」に改め、同号口中「六千五百十円」を「六千四百五十円」に改め、同条第三号中「五十一万円」を「五十二万円」に改め、同号

ロ中「二千四百六十円」を「二千五百八十円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都北区国民健康保険条例第十五条の四、第十五条の八、第十五条の十二、第十六条の四、第十六条の五及び第十九条の二の規定は、令和二年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第十八号

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例

東京都北区手数料条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十八の項中「魚介類せり売り営業の」を「魚介類競り売り営業の」に、「魚介類せり売り営業許可申請手数料」を「魚介類競り売り営業許可申請手数料」に、「魚介類せり売り営業許可更新申請手数料」を「魚介類競り売り営業許可更新申請手数料」に改め、同表二十九の項中「魚肉ねり製品製造業の」を「魚肉練り製品製造業の」に、「魚肉ねり製品製造業許可申請手数料」を「魚肉練り製品製造業許可更新申請手数料」に改め、同表三十七の項中「シヨートニング製造業の」を「シヨートニング製造業許可申請手数料」に改め、同表三十七の項中「シヨートニング製造業の」に、「シヨートニング製造業許可申請手数料」を「マーガリン又はシヨートニング製造業許可更新申請手数料」に改め、「マーガリン又はシヨートニング製造業許可更新申請手数料」を「マーガリン又はシヨートニング製造業許可更新申請手数料」に改め、同表三十九の項中「醤油製造業の」を「しょうゆ製造業の」に、「醤油製造業許可申請手数料」を「しょうゆ製造業許可申請手数料」に改め、「醤油製造業許可更新申請手数料」を「しょうゆ製造業許可更新申請手数料」に改め、同表四十四の項中「めん類製造業の」を「麺類製造

業の」に、「めん類製造業許可申請手数料」を「麵類製造業許可申請手数料」に、「めん類製造業許可更新申請手数料」を「麵類製造業許可更新申請手数料」に改め、同表七十二の項中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改め、同表七十三の項中「第四条第四項」を「第四条第三項」に改める。
 「別表第一の二の備考第一号ただし書中「部分又は」を「部分若しくは」に改め、「存在しない場合」の下に「又は共用廊下等の部分を除く場合」を加える。
 別表第一の三の五の項中

(1) 一戸建て住宅		ア 性能基準（省令第一条第一項第二号イ(1)及び同号ロ(1)に規定する基準をいう。）による場合	
イ 仕様基準（省令第一条第一項第二号イ(2)及び	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの
七 百 円	一 万 七 千	三 万 八 千 四 百 円	三 万 四 千 四 百 円

を

		(1) 住宅建一住戸	
イ （省令第一号イ） 第一号イ （省令第一号イ） 第一号イ （省令第一号イ） 第一号イ	ア 性能基準（省令第一号イ） 性能基準（省令第一号イ） 性能基準（省令第一号イ） 性能基準（省令第一号イ） 性能基準（省令第一号イ） 性能基準（省令第一号イ）	合 う。に 定する基 び同号イ び同号イ び同号イ び同号イ び同号イ び同号イ	合 じ。に じ。に じ。に じ。に じ。に じ。に
平方メートル未満のもの 平方メートル未満のもの 平方メートル未満のもの 平方メートル未満のもの 平方メートル未満のもの 平方メートル未満のもの	平方メートル以上のもの 平方メートル以上のもの 平方メートル以上のもの 平方メートル以上のもの 平方メートル以上のもの 平方メートル以上のもの	平方メートル未満のもの 平方メートル未満のもの 平方メートル未満のもの 平方メートル未満のもの 平方メートル未満のもの 平方メートル未満のもの	平方メートル以上のもの 平方メートル以上のもの 平方メートル以上のもの 平方メートル以上のもの 平方メートル以上のもの 平方メートル以上のもの
七 百 円	一 万 七 千	四 百 円	三 万 八 千

合 じ。に じ。に じ。に じ。に じ。に じ。に	同 号 ロ （2） に 規 定 す る 基 準 を い う 。以下この表 において同 じ。による場 合	平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百
百 円	一 万 九 千	平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百

に、

ア 部分 住宅	
(ア) 令 性能基準 (省 第二号イ(1)及び 同 号ロ(1)又は同 項 第三号に規定 する 基準をい う。) による場	
当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の
	六 万 九 千 百 円

ウ 令 仕様基準 (省 第二号イ(3)及び 同 号ロ(3)に規定 する 基準をい う。) 以下この表 において同 じ。) による場 合		を い う。) に よ る 場 合
平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百	平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の
百 円	一 万 九 千	一 万 九 千 百 円

(イ) 仕 様 基 準 に よ る 場 合				合
ト 平 当 ル 方 該 未 メ 部 満 ー 分 の ト の の ル 床 の 上 面 の 積 の 合 の 計 の が の 三 の 百	平 当 方 該 メ 部 ー 分 ト の ル 床 未 面 満 積 の 合 の 計 の が の 三 の 百	平 当 方 該 メ 部 ー 分 ト の ル 床 以 面 上 積 の 合 の 計 の が の 五 の 千	ト 平 当 ル 方 該 未 メ 部 満 ー 分 の ト の の ル 床 の 上 面 の 積 の 合 の 計 の が の 二 の 千	ト 平 ル 方 未 メ 満 ー の ト の ル の 上 の 二 の 千 の 平 の 方 の メ の ー
円 五 万 八 千	百 三 円 万 三 千	千 二 円 十 八 万	千 十 円 九 万 六	千 十 円 一 万 六

を

ア 部 分 住 宅	
(ア)	
令第一條第一項 第二号イ(1)若 しくは(ii)及 第三号(1)又 第三号に規定 する 基準をいう。	
当該部分の床面積の合計が三百 平方メートル以上二千平方メー トル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百 平方メートル未満のもの
十一万六 千円	六万九千 百円

当該部分の床面積の合計が五千 平方メートル以上のも の	当該部分の床面積の合計が二千 平方メートル以上五千平方メー トル未満のもの
十五万七 千円	十萬四千 円

				よる場合
(イ)				
(省令第一号イ(2)一項第二号ロ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準をいう。以下この表において同じ。)				
ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百	平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百	平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの
円 五 万 八 千		百 円 三 万 三 千		千 円 二 十 八 万
				千 円 十 九 万 六

		(ウ) 仕 場 様 合 基 準 に よ			
当該部分の床面積の合計が二千	ト平方メートル未満のもの 平方メートル以上の二千平方メートル	平方メートル未満のもの 平方メートル以上の三百	平方メートル未満のもの 平方メートル以上の五千	ト平方メートル未満のもの 平方メートル以上の五千平方メートル	当該部分の床面積の合計が二千
	円 五万八千	百円 三万三千	千円 十五万七	円 十万四千	

に
改

める。

別表第一の三の備考第八号を同表備考第十四号とし、同表備考第七号中「認定申請手数料等」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同号を同表備考第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

十三 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合

平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
千円	十五万七千円	円
		十萬四千

の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

別表第一の三の備考第六号中「認定申請手数料等」を「向上計画認定申請手数料等に」に改め、同号を同表備考第十号とし、同表備考第五号中「認定申請手数料等」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同号を同表備考第九号とし、同表備考第四号を同表備考第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

八 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の三の項の規定により算出した額とする。

別表第一の三の備考中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三

号とし、同表に備考第一号及び第二号として、次のように加える。

一 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の手数料の額は、この表の二の項(一)の規定により算出した額とする。

二 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の二の項(一)の規定により算出した額とする。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（七

十二の項及び七十三の項に係る部分を除く。）は、同年六月一日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第十九号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

（業務量の適切な管理等）

第十九条の二 職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。